

令和7年度eラーニングによる熊本県保育士等キャリアアップ研修 業務委託に係る企画コンペ募集要領

1. 事業の目的

近年、子どもや子育てを取り巻く環境が変化し、保育所等に求められる役割も多様化・複雑化する中で、保育士には、より高度な専門性が求められるようになっている。

現在、保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務に当たっており、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るための研修の機会を充実させることを目的とする。また、eラーニングで実施することにより、施設型給付費等に係る処遇改善等加算の研修受講必須化に向けた体制を整備するため、より受講しやすい環境で研修の機会を提供する。

2. 委託業務の概要

(1) 業務内容

別紙1「令和7年度eラーニングによる熊本県保育士等キャリアアップ研修業務委託仕様書」(以下「仕様書」)のとおり

(2) 業務委託期間

契約の締結日から令和8年(2026年)3月31日(火)まで

(3) 委託限度額

32,125,000円(消費税及び地方消費税額を含む)

※上記の金額は、提案に当たっての目安となる金額であり、契約額は、別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなる。そのため、上記の金額とは必ずしも一致しない。

3. 企画コンペ参加者の要件

企画コンペに参加できる者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 熊本県内に事務所を有し、緊急な対応や打ち合わせ等が必要なときに、迅速に対応できること。
- (2) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な能力及び財政的基盤を有していること。
- (3) 研修事業の経理が他の経理と区分され、事業の収支を明らかにする書類を整備できること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関

する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者であること。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更正計画認可の決定を受けていること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (8) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止などの措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中ではないこと。
- (9) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税に未納がないこと。
- (10) 政治活動や宗教活動を行うことを目的とした団体ではないこと。
- (11) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

4. 実施スケジュール

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 参加表明書受付開始 | 令和7年（2025年）5月12日（月） |
| (2) 参加表明書申込期限 | 令和7年（2025年）5月19日（月） |
| (3) 企画提案書提出期限 | 令和7年（2025年）5月22日（木） |
| (4) 企画コンペ（選考会） | 令和7年（2025年）6月4日（水） |
| (5) 委託契約締結 | 令和7年（2025年）7月初旬 ※予定 |

5. 企画コンペ参加表明書等の提出

- (1) 必要書類
 - ①参加表明書及び参加資格確認申請書（様式1-1）
 - ②法人に関する調書（様式1-2）
- (2) 提出先
熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
子ども未来課 幼児教育・保育班
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
- (3) 提出方法
必要書類各1部を上記提出先へ郵送又は持参すること。
- (4) 提出期限
令和7年（2025年）5月12日（月）17時【必着】

6. 企画コンペについて

企画提案書の提出、内容、選考方法等については、別紙2「令和7年度eラーニングによる熊本県保育士等キャリアアップ研修業務委託に係る企画コンペ開催要領」のとおり。

7. その他

- (1) 参加表明書及び参加資格確認申請書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 公募の際に要する経費や企画コンペに参加する経費等は、参加者負担とする。
- (3) 県と委託先候補者は、委託業務に係る仕様書について協議し、双方合意のうえ、最終的な仕様書（契約仕様書）を作成し、委託契約を締結する。なお、必要な契約条件が合意に至らない場合、次点者と契約締結について協議を行うことがある。
- (4) 契約にあたっては、熊本県会計規則第77条の規定により契約保証金を納付すること。なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。但し、熊本県会計規則第78条に該当する場合、契約保証金は免除する。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ①参加資格を満たさなくなった又は満たさないことが判明した場合。
 - ②提出した書類や企画提案の内容に虚偽があることが判明した場合。
- (6) 本募集要領及び仕様書において、不明な点がある場合は、質問票（様式4）に記入のうえ令和7年（2025年）5月19日（月）までに、メールにより本募集要領8に掲げる問い合わせ先に提出すること。なお、回答は、参加者全員にメールで回答するものとする。

8. 問い合わせ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁新館4階
熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
子ども未来課 幼児教育・保育班
電 話：096-333-2227
E-mail：kodomomirai@pref.kumamoto.lg.jp